

- (7) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- a 避難勧告等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 勧告・指示の別
 - 避難の勧告または指示をした日時
 - 勧告または指示をした地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 指定避難所開設予定箇所数
 - b 避難勧告等を解除した場合
 - 避難の勧告または指示を解除した日時
- (イ) 警察官または海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。
(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を野辺地警察署長に通知する。
(エ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を野辺地警察署長に通知する。
- イ. 避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。
ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を町長に通知する。

4. 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

- (1) 原則的な避難形態
- ア. 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定避難所ごとになるべく一定地域または町内会などの単位とする。
 - イ. 避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。
- (2) 避難誘導及び移送
- ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
 - イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
 - ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
 - エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5. 指定避難所の開設

町長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。

なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難者の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、指定避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

また高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に福祉避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

- ア. 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ. 指定避難所配置職員の員数は、指定避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員するものとする。
- ウ. 指定避難所に配置する職員について、指定避難所配置職員のみで不足する場合には、総務課長に応援職員を要請するものとする。

(2) 避難所の開設手続

- ア. 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、税務課長に開設命令を発する。税務課長は、